

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年8月31日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ  
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 高橋 寿幸

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282  
ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番  
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 プレミアム・ファンズ  
- ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型  
- ウェルス・コアポートフォリオ グロース型  
(Premium Funds  
- Wealth Core Portfolio Conservative Type  
- Wealth Core Portfolio Growth Type)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】 各受益証券の上限額は、以下の通りとする。  
プレミアム・ファンズ  
- ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型  
米ドル建てクラス受益証券  
10億アメリカ合衆国ドル（約1,122億円）を上限とする。  
- ウェルス・コアポートフォリオ グロース型  
米ドル建てクラス受益証券  
10億アメリカ合衆国ドル（約1,122億円）を上限とする。  
- ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型  
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券  
1,000億円を上限とする。  
- ウェルス・コアポートフォリオ グロース型  
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券  
1,000億円を上限とする。  
(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2017年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=112.19円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、2017年5月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり新たな情報により更新および追加するため、また、原届出書に記載の表現等を一部更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2【訂正の内容】

## (1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容<sup>\*</sup>と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格	(3) ファンドの仕組み 管理会社の概況 (8) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況 (2) 投資資産	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加 または 更新
	(4) 販売及び 買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び 営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「管理会社」という。）が管理するプレミアム・ファンズ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであるウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型（以下「コンサバティブ型」ということがある。）およびウェルス・コアポートフォリオ グロース型（以下「グロース型」ということがあり、コンサバティブ型とグロース型を個別にまたは総称して「サブ・ファンド」ということがある。）の運用状況は、以下のとおりである。

## (1) 投資状況

## 資産別および地域別の投資状況

## ( ) ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

(2017年6月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 <sup>(注1)</sup> (%)
投資証券	ルクセンブルグ	478,386,131.63	100.32
小計		478,386,131.63	100.32
現金その他の資産（負債控除後）		- 1,540,503.58	- 0.32
合計 (純資産価額)		476,845,628.05 (約53,407百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、関連するサブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

(注2) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2017年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=112.00円）による。以下、別段の記載がない限り同じ。

(注3) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、各サブ・ファンドの各受益証券またはクラス受益証券は、米ドル建てまたは円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨または円貨をもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

## ( ) ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

(2017年6月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 <sup>(注1)</sup> (%)
投資証券	ルクセンブルグ	202,138,784.26	100.38
小計		202,138,784.26	100.38
現金その他の資産（負債控除後）		- 765,333.14	- 0.38
合計 (純資産価額)		201,373,451.12 (約22,554百万円)	100.00

## 投資資産

## ( A ) 投資有価証券の主要銘柄

## ( ) ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

(2017年6月末日現在)

銘柄	国・地域名	業種	口数	取得金額（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 （%）
				単価	金額	単価	金額	
Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. - Goldman Sachs Wealthbuilder Multi - Asset Conservative Portfolio I USD Acc	ルクセンブルグ	投資法人	4,394,507.915	104.53	459,371,348.94	108.86	478,386,131.63	100.32

## ( ) ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

(2017年6月末日現在)

銘柄	国・地域名	業種	口数	取得金額（円）		時価（円）		投資比率 （%）
				単価	金額	単価	金額	
Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. - Goldman Sachs Wealthbuilder Multi - Asset Growth Portfolio I USD Acc	ルクセンブルグ	投資法人	1,795,034.049	105.95	190,191,042.14	112.61	202,138,784.26	100.38

## ( B ) 投資不動産物件（2017年6月末日現在）

該当事項なし。

## ( C ) その他投資資産の主要なもの（2017年6月末日現在）

該当事項なし。

## (2) 運用実績

## 純資産の推移

各サブ・ファンドの2017年6月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

## ( ) ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

	純資産価額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	基準通貨	円
2016年7月末日	133,682,109.07	14,972,396	米ドル建て	10.24米ドル	1,147円
			円建て(ヘッジあり)	1,011円	-
8月末日	175,465,605.93	19,652,148	米ドル建て	10.27米ドル	1,150円
			円建て(ヘッジあり)	1,014円	-
9月末日	240,124,349.76	26,893,927	米ドル建て	10.28米ドル	1,151円
			円建て(ヘッジあり)	1,011円	-
10月末日	276,544,739.25	30,973,011	米ドル建て	10.19米ドル	1,141円
			円建て(ヘッジあり)	1,001円	-
11月末日	299,172,416.09	33,507,311	米ドル建て	10.13米ドル	1,135円
			円建て(ヘッジあり)	995円	-
12月末日	318,111,987.97	35,628,543	米ドル建て	10.20米ドル	1,142円
			円建て(ヘッジあり)	999円	-
2017年1月末日	337,337,420.48	37,781,791	米ドル建て	10.28米ドル	1,151円
			円建て(ヘッジあり)	1,005円	-
2月末日	349,401,902.46	39,133,013	米ドル建て	10.38米ドル	1,163円
			円建て(ヘッジあり)	1,014円	-
3月末日	370,919,142.75	41,542,944	米ドル建て	10.42米ドル	1,167円
			円建て(ヘッジあり)	1,014円	-
4月末日	404,416,385.33	45,294,635	米ドル建て	10.50米ドル	1,176円
			円建て(ヘッジあり)	1,021円	-
5月末日	429,488,994.88	48,102,767	米ドル建て	10.58米ドル	1,185円
			円建て(ヘッジあり)	1,027円	-
6月末日	476,845,628.05	53,406,710	米ドル建て	10.59米ドル	1,186円
			円建て(ヘッジあり)	1,026円	-

## &lt; 参考情報 &gt;

## 純資産の推移

コンサバティブ型-米ドル建て  
(2015年12月4日(運用開始日)~2017年6月末日)



コンサバティブ型-円建て(ヘッジあり)  
(2016年5月11日(運用開始日)~2017年6月末日)



## （ ）ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

	純資産価額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	基準通貨	円
2016年7月末日	61,286,317.86	6,864,068	米ドル建て	10.19米ドル	1,141円
			円建て(ヘッジあり)	1,026円	-
8月末日	65,208,023.95	7,303,299	米ドル建て	10.26米ドル	1,149円
			円建て(ヘッジあり)	1,031円	-
9月末日	70,786,208.77	7,928,055	米ドル建て	10.28米ドル	1,151円
			円建て(ヘッジあり)	1,030円	-
10月末日	74,282,706.32	8,319,663	米ドル建て	10.18米ドル	1,140円
			円建て(ヘッジあり)	1,018円	-
11月末日	79,007,662.67	8,848,858	米ドル建て	10.21米ドル	1,144円
			円建て(ヘッジあり)	1,022円	-
12月末日	86,149,150.66	9,648,705	米ドル建て	10.36米ドル	1,160円
			円建て(ヘッジあり)	1,035円	-
2017年1月末日	95,441,886.12	10,689,491	米ドル建て	10.54米ドル	1,180円
			円建て(ヘッジあり)	1,052円	-
2月末日	111,922,630.13	12,535,335	米ドル建て	10.74米ドル	1,203円
			円建て(ヘッジあり)	1,070円	-
3月末日	123,705,714.11	13,855,040	米ドル建て	10.81米ドル	1,211円
			円建て(ヘッジあり)	1,074円	-
4月末日	130,329,511.88	14,596,905	米ドル建て	10.96米ドル	1,228円
			円建て(ヘッジあり)	1,087円	-
5月末日	177,213,342.81	19,847,894	米ドル建て	11.07米ドル	1,240円
			円建て(ヘッジあり)	1,097円	-
6月末日	201,373,451.12	22,553,827	米ドル建て	11.13米ドル	1,247円
			円建て(ヘッジあり)	1,100円	-

## &lt; 参考情報 &gt;

## 純資産の推移

グロース型-米ドル建て  
(2015年12月4日(運用開始日)～2017年6月末日)



グロース型-円建て(ヘッジあり)  
(2016年5月11日(運用開始日)～2017年6月末日)



## 分配の推移

該当事項なし。

## 収益率の推移

各サブ・ファンドの2017年6月末日日前1年間における収益率は、以下のとおりである。

## ( ) ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

受益証券の種類	収益率 <sup>(注)</sup>
米ドル建てクラス受益証券	5.48%
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券	3.22%

(注) 収益率(%) = 100 × (a - b) / b

a = 2017年6月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 2016年6月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落の額）

## ( ) ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

受益証券の種類	収益率 <sup>(注)</sup>
米ドル建てクラス受益証券	13.34%
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券	10.89%

(注) 収益率(%) = 100 × (a - b) / b

a = 2017年6月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 2016年6月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落の額）

## &lt; 参考情報 &gt;

## 収益率の推移

## コンサバティブ型-米ドル建て



## コンサバティブ型-円建て（ヘッジあり）



## グロース型-米ドル建て



## グロース型-円建て（ヘッジあり）



(注1) 収益率(%) = 100 × (a - b) / b

a = 当該各暦年末日の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金の合計額を加えた額）

ただし、2017年については2017年6月末日における1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格（分配落の額）（ただし、米ドル建て受益証券については2015年の場合、および円建て（ヘッジあり）受益証券については2016年の場合、当初募集価格である10米ドルまたは1,000円）

（注2）米ドル受益証券については、2015年は2015年12月4日（運用開始日）から同年12月末日までの、2017年は2017年1月1日から同年6月末日までの収益率を表示している。円建て（ヘッジあり）受益証券については、2016年は2016年5月11日（運用開始日）から同年12月末日までの、2017年は2017年1月1日から同年6月末日までの収益率を表示している。

[次へ](#)



## 2 販売及び買戻しの実績

各サブ・ファンドの下記期間における販売および買戻しの実績ならびに2017年6月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

( ) ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

米ドル建てクラス受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2016年7月1日	37,058,561.262	6,940,165.479	39,227,607.433
～2017年6月末日	(37,058,561.262)	(6,940,165.479)	(39,227,607.433)

(注) ( ) 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

円建て(ヘッジあり)クラス受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2016年7月1日	6,989,621.602	1,300,757.700	6,706,326.691
～2017年6月末日	(6,989,621.602)	(1,300,757.700)	(6,706,326.691)

( ) ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

米ドル建てクラス受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2016年7月1日	13,521,245.315	4,039,330.968	15,076,029.419
～2017年6月末日	(13,521,245.315)	(4,039,330.968)	(15,076,029.419)

円建て(ヘッジあり)クラス受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2016年7月1日	3,637,718.003	370,351.120	3,418,088.864
～2017年6月末日	(3,637,718.003)	(370,351.120)	(3,418,088.864)

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

- a . サブ・ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定に従って日本語に翻訳して作成したものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルおよび日本円で表示されている。なお、各受益証券の情報に関しては、下記の通貨で表示されている。

- 1) 米ドル建て受益証券 = 米ドル  
2) 円建て（ヘッジあり）受益証券 = 日本円

日本語の中間財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2017年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1 米ドル = 112.00円

（注）スイッチング先サブ・ファンドであるグローバル・コア株式ファンドの経理状況

サブ・ファンドは、グローバル・コア株式ファンドの米ドル建て受益証券および円建て（ヘッジあり）受益証券間でのスイッチングを行うことができる。ただし、グローバル・コア株式ファンドの運用開始（設定日）は2017年6月16日であり、2017年8月31日現在、財務書類はまだ作成されていないため、経理状況を記載することができない。

## ( 1 ) 資産及び負債の状況

## プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型の財務書類

## プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

## 純資産計算書

2017年5月31日現在

(表示通貨：米ドル)

	注	米ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 純資産評価額 (取得原価410,705,750.27米ドル (45,999,044千円))	1.2	428,723,082.44	48,016,985
先渡為替予約に係る未実現評価益	1.7,9	1,230,590.36	137,826
設立費用(純額)	1.3	55,390.26	6,204
銀行預金		15,256.89	1,709
資産合計		430,024,319.95	48,162,724
<b>負債</b>			
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	8	401,569.68	44,976
未払印刷および公告費用		34,346.80	3,847
未払代行協会員報酬	7	30,894.54	3,460
未払管理事務代行会社報酬	5	20,540.12	2,300
未払保管会社報酬	6	13,679.92	1,532
未払専門家費用		11,140.53	1,248
未払管理会社報酬	3	10,298.21	1,153
未払弁護士費用		7,828.02	877
未払受託会社報酬	2	5,027.25	563
負債合計		535,325.07	59,956
純資産		429,488,994.88	48,102,767
<b>純資産</b>			
米ドル建てクラス受益証券		371,401,168.34	41,596,931
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		6,445,140,603円	
<b>発行済受益証券口数</b>			
米ドル建てクラス受益証券		35,119,698.795口	
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		6,277,777.949口	
<b>受益証券1口当たり純資産価格</b>			
米ドル建てクラス受益証券		10.58	1,185円
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		1,027円	

添付の注記は、本財務書類の一部である。

## プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

## 統計情報

	米ドル建て	円建て(ヘッジあり)
	クラス受益証券	クラス受益証券
発行済受益証券口数、期末		
2016年11月30日	26,016,449.261 □	4,042,943.612 □
発行受益証券	14,699,970.349 □	3,441,127.746 □
買戻受益証券	(5,596,720.815) □	(1,206,293.409) □
2017年5月31日	35,119,698.795 □	6,277,777.949 □
	米ドル建て	円建て(ヘッジあり)
	クラス受益証券	クラス受益証券
純資産、期末		
2016年11月30日	263,565,347.91米ドル (29,519,319千円)	4,020,921,052円
2017年5月31日	371,401,168.34米ドル (41,596,931千円)	6,445,140,603円
	米ドル建て	円建て(ヘッジあり)
	クラス受益証券	クラス受益証券
受益証券1口当たり純資産価格、期末		
2016年11月30日	10.13米ドル (1,135円)	995円
2017年5月31日	10.58米ドル (1,185円)	1,027円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

## プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

## 財務書類に対する注記

2017年5月31日現在

## 注1．重要な会計方針

## 1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

## 1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- ( a ) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- ( b ) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- ( c ) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- ( d ) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- ( e ) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- ( f ) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- ( g ) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- ( h ) 未実現評価損益の純変動額は当期に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現損益が当報告期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- ( i ) 投資有価証券の売却に係る実現損益は平均原価法を用いて算定される。

## 1.3 設立費用

設立費用は、受託会社が別の方法によることを決定しない限り、サブ・ファンドの最初の5計算期間以内に償却される。

## 1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

## 1.5 配当金収入

配当金は、投資先ファンドにより配当宣言が行われた時点で収益に計上される。当期中において投資先ファンドが支払った配当金はなかった。

## 1.6 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

## 1.7 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

## 注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.010%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

## 注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の管理会社報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

## 注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、投資先ファンドの投資運用会社でもあり、投資先ファンドの資産から報酬を受け取るため、サブ・ファンドの資産から報酬を受け取っていない。

## 注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間12,500ユーロ）。

## 注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間3,000ユーロ）。

## 注7．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.09%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

## 注8．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.02%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産額部分の年率1.15%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

## 注9．先渡為替予約

2017年5月31日現在、以下の先渡為替予約は未決済である。

## 円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする先渡為替予約

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 / (損) 米ドル
米ドル	54,390,832.76	日本円	6,173,900,000.00	2017年6月21日	1,291,554.81
米ドル	1,821,218.69	日本円	202,500,000.00	2017年6月21日	5,155.08
米ドル	2,318,642.02	日本円	258,000,000.00	2017年6月21日	8,292.20
日本円	325,500,000.00	米ドル	2,861,267.35	2017年6月21日	(74,411.73)
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする先渡為替予約に係る未実現純評価益合計					1,230,590.36

## 注10．為替レート

サブ・ファンドの米ドル以外の通貨建ての資産および負債の換算に使用された2017年5月31日現在の為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	110.9551

## 注11．税金

## 11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

## 11.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

## 注12．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書および英文目論見書に関連する付属書類（以下「当付属書類」という）に記載されている販売通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

受益証券は、英文目論見書および当付属書類に記載されている買戻通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

## 注13．関連当事者取引

管理会社および管理会社の一部の取締役、管理事務代行会社および保管会社、販売会社および代行協会員、投資運用会社ならびに販売取扱会社はサブ・ファンドの関連当事者と見なされている。関連当事者の報酬は、財務書類に対する注記において詳述されている。

投資運用会社は、投資先ファンドの管理会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者と見なされている。

## 注14．決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後の重要な事象はなかった。



## プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

## 投資有価証券明細表

2017年5月31日現在

(表示通貨:米ドル)

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 <sup>*</sup>
			米ドル	米ドル	%
	Goldman Sachs Funds SICAV - Goldman Sachs				
3,948,453.51	Wealthbuilder Multi-Asset Conservative Portfolio Class I Share USD ACC	米ドル	410,705,750.27	428,723,082.44	99.82
	投資信託合計		410,705,750.27	428,723,082.44	99.82
	投資有価証券合計		410,705,750.27	428,723,082.44	99.82

## 投資有価証券の分類

2017年5月31日現在

## 投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 <sup>*</sup>
ルクセンブルグ		%
	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	99.82
		99.82
	投資有価証券合計	99.82

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(<sup>\*</sup>) 百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

## プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型の財務書類

## プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

## 純資産計算書

2017年5月31日現在

(表示通貨：米ドル)

	注	米ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 純資産評価額 (取得原価165,990,755.37米ドル (18,590,965千円))	1.2	176,874,917.30	19,809,991
先渡為替予約に係る未実現評価益	1.7,9	497,252.18	55,692
設立費用(純額)	1.3	55,306.40	6,194
銀行預金		20,745.33	2,323
資産合計		177,448,221.21	19,874,201
<b>負債</b>			
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	8	147,763.77	16,550
未払印刷および公告費用		34,342.27	3,846
未払代行協会員報酬	7	11,368.02	1,273
未払弁護士費用		11,294.64	1,265
未払専門家費用		11,140.53	1,248
未払管理事務代行会社報酬	5	7,558.02	846
未払保管会社報酬	6	5,033.73	564
未払管理会社報酬	3	3,789.29	424
未払受託会社報酬	2	2,588.13	290
負債合計		234,878.40	26,306
純資産		177,213,342.81	19,847,894
<b>純資産</b>			
米ドル建てクラス受益証券		145,745,764.44	16,323,526
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		3,491,488,305円	
<b>発行済受益証券口数</b>			
米ドル建てクラス受益証券		13,163,388.409口	
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		3,183,380.900口	
<b>受益証券1口当たり純資産価格</b>			
米ドル建てクラス受益証券		11.07	1,240円
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		1,097円	

添付の注記は、本財務書類の一部である。

## プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

## 統計情報

	米ドル建て クラス受益証券	円建て(ヘッジあり) クラス受益証券
発行済受益証券口数、期末		
2016年11月30日	7,137,008.448 □	678,496.421 □
発行受益証券	8,805,046.292 □	2,840,388.424 □
買戻受益証券	(2,778,666.331) □	(335,503.945) □
2017年5月31日	13,163,388.409 □	3,183,380.900 □
	米ドル建て クラス受益証券	円建て(ヘッジあり) クラス受益証券
純資産、期末		
2016年11月30日	72,866,473.71米ドル (8,161,045千円)	693,492,536円
2017年5月31日	145,745,764.44米ドル (16,323,526千円)	3,491,488,305円
	米ドル建て クラス受益証券	円建て(ヘッジあり) クラス受益証券
受益証券1口当たり純資産価格、期末		
2016年11月30日	10.21米ドル (1,144円)	1,022円
2017年5月31日	11.07米ドル (1,240円)	1,097円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

## プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

## 財務書類に対する注記

2017年5月31日現在

## 注1．重要な会計方針

## 1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

## 1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- (h) 未実現評価損益の純変動額は当期に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現損益が当報告期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現損益は平均原価法を用いて算定される。

## 1.3 設立費用

設立費用は、受託会社が別の方法によることを決定しない限り、サブ・ファンドの最初の5計算期間以内に償却される。

## 1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

## 1.5 配当金収入

配当金は、投資先ファンドにより配当宣言が行われた時点で収益に計上される。当期中において投資先ファンドが支払った配当金はなかった。

## 1.6 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

## 1.7 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

## 注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.010%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

## 注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の管理会社報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

## 注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、投資先ファンドの投資運用会社でもあり、投資先ファンドの資産から報酬を受け取るため、サブ・ファンドの資産から報酬を受け取っていない。

## 注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間12,500ユーロ）。

## 注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間3,000ユーロ）。

## 注7．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.09%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

## 注8．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.02%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産額部分の年率1.15%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

## 注9．先渡為替予約

2017年5月31日現在、以下の先渡為替予約は未決済である。

## 円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする先渡為替予約

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 / (損) 米ドル
米ドル	15,092,070.75	日本円	1,713,100,000.00	2017年6月21日	358,373.59
米ドル	613,269.47	日本円	70,000,000.00	2017年6月21日	18,057.89
米ドル	523,837.12	日本円	58,700,000.00	2017年6月21日	5,582.85
米ドル	694,207.32	日本円	76,827,000.00	2017年6月21日	(1,292.30)
米ドル	1,523,768.93	日本円	168,000,000.00	2017年6月21日	(8,545.90)
米ドル	609,935.94	日本円	67,662,000.00	2017年6月21日	317.43
米ドル	935,039.55	日本円	106,233,000.00	2017年6月21日	23,074.98
米ドル	3,470,326.31	日本円	393,250,000.00	2017年6月21日	76,398.62
米ドル	1,156,489.58	日本円	131,150,000.00	2017年6月21日	26,352.70
米ドル	1,882,944.89	日本円	207,500,000.00	2017年6月21日	(11,463.41)
米ドル	2,622,402.10	日本円	291,800,000.00	2017年6月21日	9,378.55
米ドル	1,170,113.38	日本円	129,800,000.00	2017年6月21日	571.63
米ドル	942,022.26	日本円	104,500,000.00	2017年6月21日	478.37
日本円	74,100,000.00	米ドル	668,286.04	2017年6月21日	(32.82)
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする先渡為替予約に係る未実現純評価益合計					497,252.18

## 注10．為替レート

サブ・ファンドの米ドル以外の通貨建ての資産および負債の換算に使用された2017年5月31日現在の為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	110.9551

## 注11．税金

### 11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

### 11.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

## 注12．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書および英文目論見書に関連する付属書類（以下「当付属書類」という）に記載されている販売通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

受益証券は、英文目論見書および当付属書類に記載されている買戻通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

## 注13．関連当事者取引

管理会社および管理会社の一部の取締役、管理事務代行会社および保管会社、販売会社および代行協会員、投資運用会社ならびに販売取扱会社はサブ・ファンドの関連当事者と見なされている。関連当事者の報酬は、財務書類に対する注記において詳述されている。

投資運用会社は、投資先ファンドの管理会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者と見なされている。

## 注14．決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後の重要な事象はなかった。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロースタイプ  
 投資有価証券明細表  
 2017年5月31日現在

(表示通貨:米ドル)

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 <sup>*</sup>
投資信託			米ドル	米ドル	%
1,581,075.51	Goldman Sachs Funds SICAV - Goldman Sachs Wealthbuilder Multi-Asset Growth Portfolio Class I Share USD ACC	米ドル	165,990,755.37	176,874,917.30	99.81
投資信託合計			165,990,755.37	176,874,917.30	99.81
投資有価証券合計			165,990,755.37	176,874,917.30	99.81

投資有価証券の分類  
 2017年5月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 <sup>*</sup>
ルクセンブルグ		%
	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	99.81
		99.81
投資有価証券合計		99.81

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(<sup>\*</sup>) 百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率



## （２）投資有価証券明細表等

各サブ・ファンドの投資有価証券明細表等については、「（１）資産及び負債の状況」の項目に記載した各サブ・ファンドの投資有価証券明細表を参照のこと。

[次へ](#)

## 4 管理会社の概況

### (1) 資本金の額

2017年6月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約6億9,695万円)で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ(約2,559円)の記名式株式272,311株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2017年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=127.97円)による。

### (2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、ルクセンブルグの1915年商事会社に関する法律(随時改正される。)に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律(随時改正される。)第125-2条に規定された投資信託(以下「UCI」という。)を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(随時改正される。)(以下「AIFMD」という。)ならびにオルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律(改正済)に基づき、ファンドに関し、AIFMDにおいて定義されるオルタナティブ投資運用会社(AIFM)として業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、ファンドのポートフォリオ運用機能を各サブ・ファンドの投資運用会社に委託している。

管理会社は、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、サブ・ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、関係するサブ・ファンドの費用で、信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業(投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。)に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社が、適用ある限り基本信託証書に定める規定を遵守することを確保することを条件とする。管理会社は、委託先または再委託先の業務遂行を監督する義務を負うものとし、管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き、委託先または再委託先の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドの損失について、責任を負わない。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺、重過失または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社およびその関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、それぞれサブ・ファンドの管理会社もしくはその関係会社としてまたはそれらの取締役、役員、従業員または代理人として被り、かつサブ・ファンドの信託証書に基づきまたはサブ・ファンドに関連して適切に権限および義務を履行する過程で発生した法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失、費用(すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同様の費用を含む。)または要求の全部または一部について、サブ・ファンドの信託財産から補償を受けるものとする。かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびそれらの取締役、役員または従業員の詐欺、重過失または故意の不履行による作為もしくは

不作為により生じ、管理会社が被ったあらゆる法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失または要求には適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は管理会社報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改正）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年）により改正済）（以下、総称して「ミューチュアル・ファンド規則」という。）ならびに信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

2017年6月末日現在、管理会社は、以下の通りに分類される13本の投資信託を運営および管理している。

（2017年6月末日現在）

分類		内訳	
A分類	通貨建て別 運用金額	米ドル建て：	3,047,398,673米ドル
		ユーロ建て：	8,900,296ユーロ
		日本円建て：	1,004,058,663,647円
		豪ドル建て：	1,834,265,613豪ドル
		ニュージーランド・ドル建て：	498,435,261ニュージーランド・ドル
		カナダ・ドル建て：	66,301,125カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	2本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、11本がケイマン諸島籍・契約型・オープン・エンド型である。	

### (3) その他

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

## 5 管理会社の経理の概況

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2017年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝127.97円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## (1) 資産及び負債の状況

## S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

## 貸借対照表

2017年3月31日現在

(単位:ユーロ)

	注	2017年3月31日		2016年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
<b>資産</b>					
<b>固定資産</b>					
- その他の付帯設備、 用具および備品	3	16,437	2,103	25,741	3,294
<b>流動資産</b>					
<b>- 債権</b>					
売掛金					
1年以内に期限の 到来するもの	4	6,162,820	788,656	3,518,259	450,232
その他の売掛金					
1年以内に期限の 到来するもの	8	173,978	22,264	1,258,123	161,002
- 現金および預金		7,388,923	945,560	5,260,501	673,186
前払金		43,676	5,589	42,077	5,385
<b>資産合計</b>		<b>13,785,834</b>	<b>1,764,173</b>	<b>10,104,701</b>	<b>1,293,099</b>
<b>負債</b>					
<b>資本金および準備金</b>					
- 払込資本金	5	5,446,220	696,953	5,446,220	696,953
- 準備金					
法定準備金	6	72,539	9,283	55,985	7,164
その他の積立金	7	1,243,094	159,079	928,572	118,829
		1,315,633	168,362	984,557	125,994
- 当期損益		1,103,197	141,176	331,076	42,368
		7,865,050	1,006,490	6,761,853	865,314
<b>引当金</b>					
- 納税引当金	8	332,293	42,524	-	-
- その他の引当金	9	112,920	14,450	252,863	32,359
		445,213	56,974	252,863	32,359
<b>非劣後債務</b>					
<b>- 買掛金</b>					
1年以内に期限の 到来するもの		64,800	8,292	47,818	6,119
- その他の債務					
1年以内に期限の 到来するもの	10	5,410,771	692,416	3,042,167	389,306
		5,475,571	700,709	3,089,985	395,425
<b>負債合計</b>		<b>13,785,834</b>	<b>1,764,173</b>	<b>10,104,701</b>	<b>1,293,099</b>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

## (2) 損益の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ  
 損益計算書  
 2017年3月31日に終了した年度  
 (単位:ユーロ)

	注	2017年3月31日		2016年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用					
その他の外部費用	11.2	18,121,983	2,319,070	10,121,552	1,295,255
人件費					
給与および賃金		669,646	85,695	932,242	119,299
給与および賃金に係る					
社会保障費		77,703	9,944	94,904	12,145
補足年金費用		15,011	1,921	22,038	2,820
その他の社会保障費		52,418	6,708	64,582	8,265
		<u>814,778</u>	<u>104,267</u>	<u>1,113,766</u>	<u>142,529</u>
その他の営業費用	12.1	178,228	22,808	250,861	32,103
利息およびその他の財務費用					
その他の利息および					
類似財務費用		-	-	36,582	4,681
		<u>19,114,989</u>	<u>2,446,145</u>	<u>11,522,761</u>	<u>1,474,568</u>
法人所得税	8	420,243	53,778	1,070	137
前勘定科目に表示されていない					
その他の税金		32,781	4,195	32,180	4,118
		<u>1,103,197</u>	<u>141,176</u>	<u>331,076</u>	<u>42,368</u>
当期利益		<u>20,671,210</u>	<u>2,645,295</u>	<u>11,887,087</u>	<u>1,521,191</u>
費用合計		<u>20,671,210</u>	<u>2,645,295</u>	<u>11,887,087</u>	<u>1,521,191</u>
収益					
純売上高	11.1	20,581,805	2,633,854	11,707,262	1,498,178
その他の営業収益	12.2	81,030	10,369	179,671	22,992
その他の利息および					
その他の財務収益					
その他の利息および					
類似財務収益		8,375	1,072	154	20
		<u>20,671,210</u>	<u>2,645,295</u>	<u>11,887,087</u>	<u>1,521,191</u>
当期損失		<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
収益合計		<u>20,671,210</u>	<u>2,645,295</u>	<u>11,887,087</u>	<u>1,521,191</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ  
オフ・バランスシート  
2017年3月31日現在  
(単位:ユーロ)

	注	2017年3月31日		2016年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
第三者のために保有される資産	14	-	-	-	-

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

## S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

年次財務書類に対する注記  
2017年3月31日に終了した年度

## 注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「当社」という。)は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのU C I(以下「投資信託」という。)を管理することを条件に、(投資信託に関する2010年12月17日の法律(以下「2010年法」ということがある。)の第125 - 2条に規定された)投資信託の管理を行うことである。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律(以下「2013年法」という。)に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/E U(以下「A I F M D」という。)の別紙(以下「別紙」という。)の第1項に規定された業務を行う。当社は、ポートフォリオ管理を委託し、投資運用の監視を行う一方で、当社自身でリスク管理を実施する。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2017年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメント・トラスト(ルクセンブルグ)、日興グローバル・ファンズ、日興リアル・アセット・ファンド、日興 拡大欧州株式ファンド、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム(「Q M S」)、日興・プレミアム・ファンド、日興オフショア・ファンズ、日興カントリー・ファンズ、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンドおよびクオンティック・トラストの13の投資信託を管理・運営している。

## 注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ(以下「ユーロ」という。)で維持し、本年次財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して作成されている。

## 2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。



その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

ユーロ以外の通貨建の資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、未実現純損失のみ、損益計算書に計上される。

## 2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

## 2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

## 注3 固定資産の変動

	取得原価				期末現在 価値総額	評価額調整	
	期初現在 価値総額	再分類	追加	処分		累積額 調整	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産							
内訳：							
- 家具、付帯設備	7,264	-	-	-	7,264	(4,567)	2,697
- オフィス設備	26,619	-	-	-	26,619	(12,879)	13,740
	33,883	-	-	-	33,883	(17,446)	16,437

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- 家具、付帯設備	20%
- オフィス設備	50%

## 注4 債権

2017年3月31日および2016年3月31日現在の債権（売掛金）は、未収管理報酬である。

流動性の低いファンド、すなわち、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興・プレミア・ファンドのシリーズ・トラスト（ABLファンド・シリーズ）の償還過程における未収管理手数料総額に充当するために、不良債権に関する評価調整が2012年3月31日、2013年3月31日および2014年3月31日に終了した年度に対して行われた。かかる評価調整額は35,679ユーロにのぼり、2017年3月31日に終了した会計年度において追加の評価調整はなかった。

## 注5 払込資本金

額面金額20ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロである。

#### 注6．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

#### 注7．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2016年3月31日現在残高	5,446,220	55,985	727,772	200,800	928,572	331,076
損益の繰入額	-	16,554	415,922	(101,400)	314,522	(331,076)
当期損益	-	-	-	-	-	1,103,197
2017年3月31日現在残高	5,446,220	72,539	1,143,694	99,400	1,243,094	1,103,197

2016年5月31日に開催された年次株主総会は、2016年3月31日に終了した年度の利益処分を承認した。

2002年1月1日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税（NWT）負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金（「特別納税引当金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く5年間は配当に利用することはできない。

#### 注8．法人所得税

当社は、ルクセンブルグ所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されており、前納税は貸借対照表上で「その他の売掛金 - 1年以内に支払期限の到来するもの」として計上されている。ルクセンブルグ税務当局は、所得税、都市事業税および純資産税について、2014年まで（同年を含む。）査定を行っている。

## 注9．その他の引当金

	2017年3月31日	2016年3月31日
	ユーロ	ユーロ
一般経費に対する引当金	86,073	224,523
未払付加価値税（V A T）に対する引当金	251	-
ファンド設立に関連する管理費に対する引当金	5,000	5,000
優先債権者に対する引当金（社会保障）	17,580	23,340
優先債権者に対する引当金（給与に係る税金）	4,016	-
	<u>112,920</u>	<u>252,863</u>

## 注10．その他の債務

2017年3月31日および2016年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2017年3月31日	2016年3月31日
	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	4,218,411	2,665,432
未払販売報酬	1,192,360	376,735
	<u>5,410,771</u>	<u>3,042,167</u>

## 注11．純売上高およびその他の営業費用

## 11.1 純売上高

	2017年3月31日	2016年3月31日
	ユーロ	ユーロ
管理報酬	20,581,805	11,697,760
弁護士報酬	-	9,502
	<u>20,581,805</u>	<u>11,707,262</u>

2017年3月31日現在の適用ある管理報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、日興リアル・アセット・ファンド、日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスパリティ・ファンド、ニコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステートおよび日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド<sup>SM</sup>、日興・プレミア・ファンド - 日興エナジー・インフラ・ファンド（四半期分配型）および日興 拡大欧州株式ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）、プレミアム・ファンズ - キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド、プレミアム・ファンズ - ヨーロピアン・ハイイールド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ - シュローダー日本株式ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド、日興ワールド・トラスト - グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファン

ド、日興ワールド・トラスト - 日興グローバル・C B・ファンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンドおよび日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティから、これらのファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（米ドル建て）から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ニューワールド・エクイティ・ファンド（円建て） / （円ヘッジあり）から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - グローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.025%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティック・トラスト - 米ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201703から、毎月後払いされる、（ ）シリーズ・トラストの当初発行価格に（ ）関連評価日現在の発行済受益証券口数を乗じた金額について年率0.03%の報酬を受領する。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.035%の年次管理報酬を受領した。報酬は、四半期毎に支払われていた。かかるシリーズ・トラストは、2016年8月12日付で償還した。

さらに、当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、各四半期末において実現化され、支払われる実績報酬を受領する権利を有していた。2017年3月31日に終了した年度の実績報酬はなかった。支払があった場合には、かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い戻された。

当社は、日興グローバル・ファンズの各シリーズ・トラストから、当該四半期中の当該シリーズ・トラストの平均純資産価額に対して0.35%の年次管理報酬を受領する。当社は、当該シリーズ・トラストの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.32%の年次報酬を払い戻す。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他の費用控除後）の1%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1%以上および1.5%未満の場合、当社に対する報

酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.02%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1.5%以上の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%である。「グロス・イールド(その他の費用控除後)」とは、ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム(その他の費用控除後)」とは、(a)ファンドの総利益(有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。)より、(b)ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

## 11.2 その他の外部費用

	2017年3月31日	2016年3月31日
	ユーロ	ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	17,824,593	9,820,019
監査報酬	26,000	26,000
その他の費用	271,390	275,533
	<u>18,121,983</u>	<u>10,121,552</u>

当社に支払われる、日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの平均純資産価額に対する0.35%の年次管理報酬のうち、0.32%が投資運用会社および販売会社に支払われる。当社が投資運用会社および販売会社に支払った合計金額は、2017年3月31日に終了した年度において17,824,593ユーロ、および2016年3月31日に終了した年度において9,820,019ユーロであった。日興グローバル・ファンズについて、2016年8月1日以降、日本債券ファンドのみ、日本相互証券株式会社のウェブサイト上で公表されている新発日本国債10年利回り(以下「JGB利回り」という。)の主要な利回りによって決まる2つの異なる報酬水準が適用される。(かかるシリーズ・トラストの英文目録見書において定義されるとおり)利回り参照日現在のJGB利回りが0%未満である場合、当社は、シリーズ・トラストの資産から、(0.35%ではなく)純資産価額の0.175%の年次管理報酬を受領する権利を有する。そのうち、(0.32%ではなく)0.16%が投資運用会社および販売会社に支払われる。

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

## 注12. その他の営業費用およびその他の営業収益

### 12.1 その他の営業費用

	2017年3月31日	2016年3月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の管理事務費用	178,228	250,861
	<u>178,228</u>	<u>250,861</u>

### 12.2 その他の営業収益

	2017年3月31日	2016年3月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からのその他の引当金に対する調整	31,142	8,312
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社への業務提供に対する引当金	18,037	11,700
税務当局からの還付金受領額	-	101,870

Q M S への余剰資金注入回収に伴う収益	28,922	57,789
その他	2,929	-
	<u>81,030</u>	<u>179,671</u>

オペレーティング・エラーに関連して2015年7月1日付で当社からQ M S に対して行われた投資合計2,320,000米ドルのうち、残額の1,115,779米ドルは、2016年7月17日付で28,922ユーロの利益とともに回収された。

### 注13. 従業員および取締役

#### 13.1 取締役

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

	2017年3月31日	2016年3月31日
取締役	<u>4</u>	<u>4</u>

#### 13.2 就業者

2017年3月31日および2016年3月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2017年3月31日	2016年3月31日
上級管理職	2	1
中間管理職	3	3
従業員	2	3
	<u>7</u>	<u>7</u>

## 注14．オフ・バランスシート項目

2012年7月31日付で、当社は管理していたひとつのシリーズ・トラスト（以下「シリーズ・トラスト」という。）を終了させることを決定した。

当該終了を受けて、変動資本を有する会社型投資信託（S I C A V）の投資有価証券を除いて、シリーズ・トラストのすべての投資有価証券が換金された。2009年5月29日以降、かかるS I C A Vの評価額は、ゼロと決定されている。

かかる資産をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の保護管理下に置くことができるように、2013年3月26日付でS I C A Vの受益権が当社に対して譲渡されることが決議された。かかる譲渡以降、シリーズ・トラストは資産および負債を保有せず、ケイマン諸島の法律上、存在しないものとする。

かかるS I C A Vに関して将来現金が受領された場合、当社は、初めに、当該現金をかかる資産に関連し生じた債務の支払に充て、次に、シリーズ・トラストが存在していた場合に当該現金を受領する権利を得ていたであろう受益者への支払に充てる。

2013年11月29日付および2013年12月3日付で、当社の管理に基づくいくつかのシリーズ・トラストに付与された当座借越額の支払の対価として、当社は、二つの対象投資信託における受益証券を受領したが、当該受益証券の評価額はゼロであった。将来、当社が当該対象投資信託より受領する一切の現金は、（当座借越額の補填またはこれらのシリーズ・トラストの一部の債務の支払として）S M B C日興証券株式会社および当社が被った損失の補填として使用され、その後、償還時にシリーズ・トラストのかつての受益者に対して払い戻される。

## 注15．後発事象

本年次財務書類において開示される後発事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Balance sheet as at March 31, 2017**

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2017 EUR	March 31, 2016 EUR
<b>ASSETS</b>			
<b>Fixed assets</b>			
- Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	16 437	25 741
<b>Current assets</b>			
<b>- Debtors</b>			
Trade receivables			
- becoming due and payable within one year	4	6 162 820	3 518 259
Other receivables			
- becoming due and payable within one year	8	173 978	1 258 123
- Cash at bank and in hand		7 388 923	5 260 501
<b>Prepayments</b>		<u>43 676</u>	<u>42 077</u>
<b>Total assets</b>		<u><b>13 785 834</b></u>	<u><b>10 104 701</b></u>
<b>LIABILITIES</b>			
<b>Capital and reserves</b>			
- Subscribed capital	5	5 446 220	5 446 220
<b>- Reserves</b>			
legal reserve	6	72 539	55 985
other reserves	7	<u>1 243 094</u>	<u>928 572</u>
		1 315 633	984 557
- Profit or loss for the financial year		<u>1 103 197</u>	<u>331 076</u>
		7 865 050	6 761 853
<b>Provisions</b>			
- Provisions for taxation	8	332 293	-
- Other provisions	9	<u>112 920</u>	<u>252 863</u>
		445 213	252 863
<b>Non-subordinated debts</b>			
<b>- Trade creditors</b>			
becoming due and payable within one year		64 800	47 818
<b>- Other creditors</b>			
becoming due and payable within one year	10	<u>5 410 771</u>	<u>3 042 167</u>
		<u>5 475 571</u>	<u>3 089 985</u>
<b>Total liabilities</b>		<u><b>13 785 834</b></u>	<u><b>10 104 701</b></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts



**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Profit and loss account for the year ended March 31, 2017  
(expressed in euro)**

	Note(s)	March 31, 2017 EUR	March 31, 2016 EUR
<b>CHARGES</b>			
<b>Other external charges</b>	11.2	18 121 983	10 121 552
<b>Staff costs</b>			
- Salaries and wages		669 646	932 242
- Social security on salaries and wages		77 703	94 904
- Supplementary pension costs		15 011	22 038
- Other social costs		<u>52 418</u>	<u>64 582</u>
		<b>814 778</b>	<b>1 113 766</b>
<b>Other operating charges</b>	12.1	178 228	250 861
<b>Interest and other financial charges</b>			
- Other interest and similar financial charges		<u>-</u>	<u>36 582</u>
		19 114 989	11 522 761
<b>Income tax</b>	8	420 243	1 070
<b>Other taxes not included in the previous caption</b>		<u>32 781</u>	<u>32 180</u>
<b>Profit for the financial year</b>		<u>1 103 197</u>	<u>331 076</u>
<b>Total charges</b>		<b><u>20 671 210</u></b>	<b><u>11 887 087</u></b>
<b>INCOME</b>			
<b>Net turnover</b>	11.1	20 581 805	11 707 262
<b>Other operating income</b>	12.2	81 030	179 671
<b>Other interest and other financial income</b>			
- Other interest and similar financial income		<u>8 375</u>	<u>154</u>
		<u>20 671 210</u>	<u>11 887 087</u>
<b>Loss for the financial year</b>		<u>-</u>	<u>-</u>
<b>Total income</b>		<b><u>20 671 210</u></b>	<b><u>11 887 087</u></b>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Off-balance sheet as at March 31, 2017****(expressed in euro)**

	Note(s)	March 31, 2017 EUR	March 31, 2016 EUR
Assets held for third parties	14	-	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2017****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment) (the “2010 Law”), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the “Funds”). In that context, the Company acts as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 (the “2013 Law”) and perform the activities listed in item 1 of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the “Annex”) and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the “AIFMD”). The Company performs risk management by itself while delegating portfolio management and conducting oversight of investment managers. The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex.

As at March 31, 2017, the Company manages 13 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), Nikko Global Funds, Nikko Real Asset Fund, Nikko European Convergence Equity Fund, Quantitative Multi-Strategy Program II (“QMS II”), Nikko Premier Fund, Nikko Offshore Funds, Nikko Country Funds, Premium Funds, Nikko World Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund, and Quantic Trust.

**Note 2 - Significant accounting policies**

The Company maintains its books in Euro (“EUR”) and these annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

**2.1 - Foreign currency translation**

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Fixed assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2017 (continued)****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.1 - Foreign currency translation (continued)**

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

The realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, expressed in currencies other than EUR, only the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

**2.2 - Current debtors**

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

**2.3 - Provisions for liabilities and charges**

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

## Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2017 (continued)

## Note 3 - Movements in fixed assets

	Cost				Value adjustments		
	Gross value at the beginning of the financial year EUR	Reclassification EUR	Additions EUR	Disposals	Gross value at the end of the financial year EUR	Cumulative value adjustments EUR	Net value at the end of the financial year EUR
Fixed assets							
of which:							
-furniture, fixture and fittings	7 264	-	-	-	7 264	(4 567)	2 697
-office arrangements	26 619	-	-	-	26 619	(12 879)	13 740
	33 883	-	-	-	33 883	(17 446)	16 437

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:

Furniture, fixture and fittings 20%  
Office arrangements 50%

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2017 (continued)****Note 4 - Debtors**

Debtors (Trade receivables) as at March 31, 2017 and March 31, 2016 represent management fees receivable.

Value adjustments in respect of doubtful receivables were made in the fiscal year ended March 31, 2012, March 31, 2013 and March 31, 2014 in order to cover the total amount of management commission receivable from illiquid funds under liquidation process, namely Nikko Offshore Funds – Nikko Frontier Finance Fund and the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series). This value adjustment amounted to EUR 35 679, with no additional value adjustment having been made during the fiscal year ended March 31, 2017.

**Note 5 - Subscribed capital**

The subscribed capital is EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.

**Note 6 - Legal reserve**

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

**Note 7 - Capital and reserves**

	Capital	Legal reserve	Free reserve	Special tax reserve	Other reserves	Result for the year
	EUR	EUR	(1) EUR	(2) EUR	(1) + (2) EUR	EUR
Balance at March 31, 2016	5 446 220	55 985	727 772	200 800	928 572	331 076
Allocation of the result	-	16 554	415 922	(101 400)	314 522	(331 076)
Result for the financial year	-	-	-	-	-	<u>1 103 197</u>
Balance at March 31, 2017	<u>5 446 220</u>	<u>72 539</u>	<u>1 143 694</u>	<u>99 400</u>	<u>1 243 094</u>	<u>1 103 197</u>

The Annual General Meeting of Shareholders held on May 31, 2016 approved the allocation of the result for the year ended March 31, 2016.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2017 (continued)****Note 7 - Capital and reserves (continued)**

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the new tax law in force. In order to comply with the law, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item "special tax reserve") an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Worth Tax was reduced.

**Note 8 - Income tax**

The Company is a corporation subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provisions for taxation" in the balance sheet and tax advances are recorded under "Other receivables becoming due and payable within one year" in the balance sheet. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2014 for income tax, municipal business tax and net worth tax.

**Note 9 - Other provisions**

	<b>March 31, 2017</b>	<b>March 31, 2016</b>
	<b>EUR</b>	<b>EUR</b>
Provision for general expenses	86 073	224 523
Provision for VAT payable	251	-
Provision for administrative expenses related to creation of funds	5 000	5 000
Provision for preferential creditors (social security)	17 580	23 340
Provision for preferential creditors (taxes on salaries)	<u>4 016</u>	<u>-</u>
	<b><u>112 920</u></b>	<b><u>252 863</u></b>

**Note 10 - Other creditors**

Other creditors as at March 31, 2017 and March 31, 2016 are analysed as follows:

	<b>March 31, 2017</b>	<b>March 31, 2016</b>
	<b>EUR</b>	<b>EUR</b>
Advisory fees payable	4 218 411	2 665 432
Distribution fees payable	<u>1 192 360</u>	<u>376 735</u>
	<b><u>5 410 771</u></b>	<b><u>3 042 167</u></b>

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2017 (continued)****Note 11 - Net turnover and other external charges****11.1 - Net turnover**

	March 31, 2017	March 31, 2016
	EUR	EUR
Management fees	20 581 805	11 697 760
Legal Commission	<u>-</u>	<u>9 502</u>
	<u>20 581 805</u>	<u>11 707 262</u>

The related applicable Management fee rates as at March 31, 2017 are as follows:

The Company receives from Nikko Real Asset Fund, Nikko Country Funds – Nikko Russia Prosperity Fund, Nikko Skill Investments Trust (Lux), Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate, and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund<sup>SM</sup>, Nikko Premier Fund–Nikko Energy Infrastructure Fund (Quarterly Distribution) and Nikko European Convergence Equity Fund an annual management fee of 0.03% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged), Premium Funds – Capital US Growth and Income Fund, Premium Funds – European High Yield, Premium Funds-Global Corporate Bond; Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund; Premium Funds – Wealth Core Portfolio Conservative Type, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Growth Type, Nikko World Trust – Nikko Green New Deal Fund; Nikko World Trust – Gravity European Equity Fund; Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko World Trust – Global CB Fund, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond and Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds – Nikko Dynamic Equity an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these funds. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – New World Equity Fund (JPY)/(JPY Hedged) an annual management fee at the rate of 0.01% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Global Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.025% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.



**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2017 (continued)****11.1 - Net turnover (continued)**

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.03% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantic Trust - USD Target Maturity Bond Fund 201703, a fee at the rate of 0.03% per annum of the product of (i) the initial issue price of the series trust and (ii) the number of outstanding units in issue as of the relevant valuation day payable monthly in arrears.

The Company received from Nikko Offshore Funds – Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund an annual management fee of 0.035% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee was paid quarterly. This series trust was terminated as of August 12, 2016.

Furthermore, the Company was entitled to receive from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund a performance fee realised and paid at the end of each quarter. There has been no performance fee paid for the year ended March 31, 2017. If paid, such performance fee was wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio.

The Company receives from each series trusts of Nikko Global Funds an annual management fee of 0.35% of the average net assets of these series trusts during the relevant quarter. The Company pays back to the investment manager and the distributor of these series trusts an annual fee rate of 0.32% in total.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows: in case daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of the GILOE. In case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Company is 0.02% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. In case daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Company is 0.03% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2017 (continued)****11.2 - Other external charges**

	<b>March 31, 2017</b>	<b>March 31, 2016</b>
	<b>EUR</b>	<b>EUR</b>
Advisory and distributor fees reimbursed	17 824 593	9 820 019
Audit fee	26 000	26 000
Other expenses	<u>271 390</u>	<u>275 533</u>
	<b><u>18 121 983</u></b>	<b><u>10 121 552</u></b>

Out of the annual management fees of 0.35% of the average net assets of the series trusts of Nikko Global Funds paid to the Company, 0.32% are paid to the Investment Manager and to the Distributor. The total amount paid by the Company to the investment manager and distributors of the series trusts of Nikko Global Funds was EUR 17 824 593 during the year ended March 31, 2017 and EUR EUR 9 820 019 during the year ended March 31, 2016. For Nikko Global Funds – Japanese Bond Fund only, from August 1, 2016 onwards, two different fee levels started to apply depending on the main yield rate of newly-issued ten-year Japanese government bonds (the “JGB Rate”), which is published on the website of Japan Bond Trading Co., Ltd. If the JGB Rate is below 0% as of the Rate Reference Date (as defined in the offering memorandum of this series trust), the Company is entitled to receive out of the assets of the series trust the annual management fee of 0.175% of the net asset value instead of 0.35%, out of which 0.16% instead of 0.32% are paid to the Investment Manager and to the Distributor.

Other expenses correspond to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations and so forth.

**Note 12 - Other operating charges and other operating income****12.1 - Other operating charges**

	<b>March 31, 2017</b>	<b>March 31, 2016</b>
	<b>EUR</b>	<b>EUR</b>
Other administrative expenses	<u>178 228</u>	<u>250 861</u>
	<b><u>178 228</u></b>	<b><u>250 861</u></b>

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2017 (continued)****12.2 - Other operating income**

	<b>March 31, 2017</b>	<b>March 31, 2016</b>
	<b>EUR</b>	<b>EUR</b>
Adjustment Other provisions from previous years	31 142	8 312
Provision for service provided to SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.	18 037	11 700
Reimbursement received from tax authorities	-	101 870
Reimbursement on cash buffer made in Relation to QMS II	28 922	57 789
Other	<u>2 929</u>	<u>-</u>
	<b><u>81 030</u></b>	<b><u>179 671</u></b>

The remaining amount of USD 1,115,779, out of total USD 2,320,000 invested by the Company into QMS II on July 1<sup>st</sup> 2015 in connection with its operational error, was collected back on July 17, 2016, with a profit of EUR 28,922.

**Note 13 - Staff and directors****13.1 - Directors**

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	<b>March 31, 2017</b>	<b>March 31, 2016</b>
Directors	4	4

**13.2 - Personnel**

The number of persons employed as at March 31, 2017 and March 31, 2016 was as follows:

	<b>March 31, 2017</b>	<b>March 31, 2016</b>
Senior Management	2	1
Middle Management	3	3
Employees	<u>2</u>	<u>3</u>
	<u>7</u>	<u>7</u>

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2017 (continued)****Note 14 – Off-balance sheet items**

On July 31, 2012, the Company decided to terminate a series trust under its administration (the “Series Trust”).

Following the termination, all investments of the Series Trust were realised aside from an investment in a SICAV. The value of this investment is determined at zero since May 29, 2009.

It has been resolved on March 26, 2013 that the beneficial interest in the SICAV be transferred so that this asset is held in custody by SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. for the Company and following this transfer, the Series Trust will have no assets and no liabilities and will cease to exist as a matter of Cayman Islands Law.

If any cash is received in respect of the SICAV in the future, the Company will use such cash, firstly, to pay any liabilities incurred in respect of this asset and, secondly, to pay the unitholders who would have been entitled to such cash as if the Series Trust were still in existence.

On November 29, 2013 and December 3, 2013, in consideration of the payment of overdrafts granted to some series trusts under its management, the Company received units in two underlying funds, such units being valued at zero. It is agreed that if any cash is received by the Company from such underlying funds in the future, it will be used to compensate the loss suffered by SMBC Nikko Securities Inc and the Company (such as the compensation of the overdrafts or payment of some liabilities of these series trusts) and then to reimburse the former unitholders of the series trusts at the time of the liquidation.

**Note 15 – Subsequent events**

There were no subsequent events to be disclosed in the annual accounts.

## （２）その他の訂正

（注）下線の部分は訂正箇所を示します。

## 第二部 ファンド情報

### 第１ ファンドの状況

#### ２ 投資方針

##### （１）投資方針

<訂正前>

（前略）

コンサバティブ型・グロース型間および各サブ・ファンドの受益証券間でのスイッチングを行うことができる。また、2017年6月16日以降は、プレミアム・ファンズのサブ・ファンドであるグローバル・コア株式ファンドの米ドル建て受益証券および円建て（ヘッジあり）受益証券とのスイッチングを行うこともできる（注：インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われない。）。

（後略）

<訂正後>

（前略）

コンサバティブ型・グロース型間および各サブ・ファンドの受益証券間でのスイッチングを行うことができる。また、プレミアム・ファンズのサブ・ファンドであるグローバル・コア株式ファンドの米ドル建て受益証券および円建て（ヘッジあり）受益証券とのスイッチングを行うこともできる（注：インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われない。）。

（後略）

#### ４ 手数料等及び税金

##### （６）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

日本

2017年4月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

日本

2017年7月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

## 第2 管理及び運営

### 3 スイッチング手続等

#### (1) 海外におけるスイッチング

##### <訂正前>

一時停止期間を除き、またプレミアム・ファンズ・ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ・ウェルス・コアポートフォリオ グロース型およびプレミアム・ファンズ・グローバル・コア株式ファンド（以下「グローバル・コア株式ファンド」ということがある。）にかかる信託証書補遺または英文目論見書に定められているサブ・ファンドおよびグローバル・コア株式ファンドに適用される制限または条件に従い、受益者は、サブ・ファンド（以下「スイッチング元サブ・ファンド」ということがある。）の受益証券の全部または一部を、サブ・ファンドの他のクラスまたはグローバル・コア株式ファンドのあらゆるクラス（以下「スイッチング先サブ・ファンド」という。）の受益証券にスイッチングするよう請求する権利を有する。ウェルス・コアポートフォリオからグローバル・コア株式ファンドのあらゆるクラスの受益証券とのスイッチングは、2017年6月16日以降に可能となる。スイッチング通知は、関連する買戻日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに、管理事務代行会社に受領されなければならない。スイッチング請求は、（ ）受益証券1口以上0.001口単位、または、（ ）受益者がその保有する受益証券を全部スイッチングする場合には、0.001口以上0.001口単位で行うことができる。かかるスイッチングの結果、0.001口単位の端数受益証券が受領されることがある。管理会社は、受益証券の買戻しまたは申込みに適用される制限がある場合、その単独裁量により、サブ・ファンドの受益証券のスイッチングを拒絶することができる。受益者は、管理会社の同意がない限り、一度提出したスイッチング通知を撤回することができない。

（後略）

##### <訂正後>

一時停止期間を除き、またプレミアム・ファンズ・ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ・ウェルス・コアポートフォリオ グロース型およびプレミアム・ファンズ・グローバル・コア株式ファンド（以下「グローバル・コア株式ファンド」ということがある。）にかかる信託証書補遺または英文目論見書に定められているサブ・ファンドおよびグローバル・コア株式ファンドに適用される制限または条件に従い、受益者は、サブ・ファンド（以下「スイッチング元サブ・ファンド」ということがある。）の受益証券の全部または一部を、サブ・ファンドの他のクラスまたはグローバル・コア株式ファンドのあらゆるクラス（以下「スイッチング先サブ・ファンド」という。）の受益証券にスイッチングするよう請求する権利を有する。スイッチング通知は、関連する買戻日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに、管理事務代行会社に受領されなければならない。スイッチング請求は、（ ）受益証券1口以上0.001口単位、または、（ ）受益者がその保有する受益証券を全部スイッチングする場合には、0.001口以上0.001口単位で行うことができる。かかるスイッチングの結果、0.001口単位の端数受益証券が受領されることがある。管理会社は、受益証券の買戻しまたは申込みに適用される制限がある場合、その単独裁量により、サブ・ファンドの受益証券のスイッチングを拒絶することができる。受益者は、管理会社の同意がない限り、一度提出したスイッチング通知を撤回することができない。

（後略）

#### (2) 日本におけるスイッチング

##### <訂正前>

(前略)

コンサバティブ型・グロース型および各サブ・ファンドの受益証券間でのスイッチングを行うことができる。また、2017年6月16日以降は、プレミアム・ファンズのサブ・ファンドであるグローバル・コア株式ファンドの米ドル建て受益証券および円建て(ヘッジあり)受益証券とのスイッチングを行うこともできる。同一通貨間でのスイッチングは、手数料なしで行うことができる。ただし、異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課される。

(後略)

<訂正後>

(前略)

コンサバティブ型・グロース型および各サブ・ファンドの受益証券間でのスイッチングを行うことができる。また、プレミアム・ファンズのサブ・ファンドであるグローバル・コア株式ファンドの米ドル建て受益証券および円建て(ヘッジあり)受益証券とのスイッチングを行うこともできる。同一通貨間でのスイッチングは、手数料なしで行うことができる。ただし、異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課される。

(後略)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L - 1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番

## 公認の監査人報告書

我々は、2017年3月31日現在の貸借対照表、ならびに同日に終了した年度に関する損益計算書および重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成されるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの財務書類を監査した。

### 財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

### 公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本財務書類に対し意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む公認の監査人の判断によって選定される。公認の監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。



## 意見

我々は、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2017年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

## その他の情報

当社の取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、当該年次報告書に含まれる情報により構成されるが、かかる情報には本財務書類およびそれに対する我々の公認の監査人報告書は含まれない。

本財務書類に関する我々の意見は、その他の情報を対象としていないため、我々は当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の本財務書類の監査に関連し、我々の責任は、その他の情報を読み、その過程で、当該その他の情報が本財務書類または我々が監査を行う上で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽記載であると疑われるようなものがないかを検討することである。実施した手続きに基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、我々はかかる事実を報告しなければならない。かかる点において、我々が報告すべきことはない。

## その他の法律上および規制上の要件にかかる報告

当該運用報告書は、本財務書類との整合性が取れており、適用ある法律要件に従って作成されている。

ルクセンブルグ、2017年6月6日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーペラティブ  
公認の監査法人  
ビクター・チャン・イン

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間には相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

To the Shareholders of  
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.  
2, rue Hildegard von Bingen  
L-1282 Luxembourg

## **REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE**

We have audited the accompanying financial statements of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2017 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### **Board of Directors' responsibility for the financial statements**

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

### **Responsibility of the Réviseur d'Entreprises agréé**

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgement of the Réviseur d'Entreprises agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Réviseur d'Entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

**Opinion**

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. as of March 31, 2017, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

**Other information**

The Board of Directors of the Company is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of Réviseur d'Entreprises agréé thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

**Report on other legal and regulatory requirements**

The Management Report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with the applicable legal requirements.

Luxembourg, June 6, 2017

KPMG Luxembourg  
Société coopérative  
Cabinet de révision agréé

Victor Chan Yin

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。